平成30年7月豪雨に関する被災住宅支援制度

住宅建設、購入または補修のための
借入金に対する利子相当額
を補助します

平成30年７月豪雨により住宅に被害を受けた方が、新たに住宅を建設・購入、または被災住宅を補修するための資金として金融機関等から融資を受ける場合、その利子相当額を補助します。

補助対象となる要件など、主な内容は次のとおりです。

区分	補助対象となる要件				補助対象となる利子			備考
	り災証明書の内容				融資対象限度額		利子補給率	
	全壊	大規模半壊	半壊	その他	※括弧内は令和元年9月30日までに融資申込の場合			
住宅建設	○	○	○	×	建設資金	1,680万円 (1,650万円)	年利0.63%以内	
					土地取得資金	970万円 (970万円)		
					整地資金	450万円 (440万円)		
住宅購入	○	○	○	×	購入資金	2,650万円 (2,620万円)		購入住宅の新築、中古は問いません。
補修	○	○	○	○	補修資金	740万円 (730万円)		
					整地資金及び引方移転資金	450万円 (440万円)		

(注1) 融資の際、被災親族同居の加算がある場合は、建設資金または購入資金の融資対象限度額に640万円（令和元年９月３０日までに融資申込の場合は630万円）を加算。
（金融機関の住宅融資に被災親族同居の規定があり、金融機関の審査により認められた場合に限ります。）

(注2) リバースモーゲージ型融資を利用される場合は、融資対象限度額及び利子補給率が異なります。詳しくはお問い合わせください。

補助期間	最初の利子支払いの日から10年間（補助金は、毎年１回の支払いとなります）
主な条件	・被災日から２年以内に融資を申込み、市内で住宅の建設、購入、補修を行うこと ・令和３年12月31日までに利子の支払いが開始すること
申込期限	被災日から２年以内

この補助制度に関することの他、住宅の再建に向けたご相談などありましたら、お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ先■
新見市 建設部 都市整備課 都計・住宅係
TEL:0867-72-6118 / FAX:0867-72-6333
MAIL:toshiseibi@city.niimi.lg.jp